

議 案 第 8 3 号

磐田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和7年9月5日提出

磐田市長 草 地 博 昭

磐田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

磐田市個人番号の利用に関する条例（平成２７年磐田市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第１条中「第９条第２項」を「第９条第２項の規定」に改め、「個人番号の利用」の次に「及び法第１９条第１１号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改め、同条に次の４号を加える。

- (7) 市の執行機関 市長又は教育委員会をいう。
- (8) 住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。
- (9) 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。
- (10) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能で管理されている情報をいう。

第３条第１項を次のように改める。

法第９条第２項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 第３項の規定により、市の執行機関が利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務
- (4) 第４項の規定により、市の執行機関が住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務

第３条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- 4 市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
------	---------------------------------

別表第2に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---------------------------------	----------------------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務	市長	住登外者宛名情報で あって規則で定める もの
-------------	---	----	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

現行	改正案
磐田市個人番号の利用に関する条例	磐田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） <u>第9条</u>	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） <u>第9条</u>
<u>第2項</u> に基づく個人番号の利用	<u>第2項の規定</u> に基づく個人番号の利用及び <u>法第19条第11号の規定</u> に基づく
_____に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>特定個人情報の提供</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。	(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。	(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
(追加)	(7) <u>市の執行機関 市長又は教育委員会をいう。</u>
(追加)	(8) <u>住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。</u>
(追加)	(9) <u>住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。</u>
(追加)	(10) <u>住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能で管理されている情報をいう。</u>
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執	第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

現行	改正案
<u>行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び第3項の規定により市の執行機関が利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</u> (追加) (追加) (追加) (追加) 2・3 略 (追加) 4 略 (追加)	(1) <u>別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u> (2) <u>別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務</u> (3) <u>第3項の規定により、市の執行機関が利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務</u> (4) <u>第4項の規定により、市の執行機関が住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> 2・3 略 4 <u>市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。</u> 5 略 <u>(特定個人情報の提供)</u> 第4条 <u>法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u> 2 <u>前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報</u>

現行	改正案																																																										
(委任) <u>第4条</u> 略 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>執行機関</th><th colspan="2">事務</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>4 市長</td><td colspan="2">こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">(追加)</td></tr></table> 別表第2（第3条関係） <table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>4 市長</td><td>こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">(追加)</td></tr></table> (追加)	執行機関	事務		略			4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		(追加)			執行機関	事務	特定個人情報	略			4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	(追加)			を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 (委任) <u>第5条</u> 略 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>執行機関</th><th colspan="2">事務</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>4 市長</td><td colspan="2">こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td><u>5 市長</u></td><td colspan="2"><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u></td></tr></table> 別表第2（第3条関係） <table><tr><th>執行機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>4 市長</td><td>こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>地方税関係情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td><u>5 市長</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u></td><td><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></td></tr></table> <u>別表第3（第4条関係）</u> <table><tr><th><u>情報照会機関</u></th><th>事務</th><th><u>情報提供機関</u></th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td><u>1 市長</u></td><td><u>住登外者宛名番号管理</u></td><td><u>教育委員会</u></td><td><u>住登外者宛名</u></td></tr></table>			執行機関	事務		略			4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>		執行機関	事務	特定個人情報	略			4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	<u>情報照会機関</u>	事務	<u>情報提供機関</u>	特定個人情報	<u>1 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名</u>
執行機関	事務																																																										
略																																																											
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																																										
(追加)																																																											
執行機関	事務	特定個人情報																																																									
略																																																											
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの																																																									
(追加)																																																											
執行機関	事務																																																										
略																																																											
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの																																																										
<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>																																																										
執行機関	事務	特定個人情報																																																									
略																																																											
4 市長	こどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの																																																									
<u>5 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>																																																									
<u>情報照会機関</u>	事務	<u>情報提供機関</u>	特定個人情報																																																								
<u>1 市長</u>	<u>住登外者宛名番号管理</u>	<u>教育委員会</u>	<u>住登外者宛名</u>																																																								

現行	改正案			
		<u>機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務</u>		<u>情報であって 規則で定める もの</u>
	<u>2 教育委員 会</u>	<u>住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務</u>	<u>市長</u>	<u>住登外者宛名 情報であって 規則で定める もの</u>